

令和5年第4回安城市議会定例会

議案書

(令和5年11月30日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 6 4 号 議 案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 6 5 号 議 案	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 6 6 号 議 案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 6 7 号 議 案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 6 8 号 議 案	安城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 6 9 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
第 7 0 号 議 案	令和 5 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について	別冊
第 7 1 号 議 案	令和 5 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 7 2 号 議 案	令和 5 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 7 3 号 議 案	令和 5 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 7 4 号 議 案	工事請負契約の締結について（旧北部学校給食共同調理場解体工事）【説明書参照】	2 3
第 7 5 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市高齢者生きがいセンター）	2 5
第 7 6 号 議 案	指定管理者の指定について（安祥閣）	2 7

第 7 7 号 議 案	指定管理者の指定について（安祥城址公園、安城市歴史博物館、安城市民ギャラリー及び安城市埋蔵文化財センター）	2 9
第 7 8 号 議 案	指定管理者の指定について（丈山苑）	3 1
第 7 9 号 議 案	指定管理者の指定について（安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城）	3 3
第 8 0 号 議 案	指定管理者の指定について（安城市有料駐車場）	3 5
報 告 第 1 6 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3 7

第64号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定する必要があるため。

第65号議案

安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和37
年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次
のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費
に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日
から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の
安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものゝ期末手当を改定する必要があるため。

第66号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則第1条の2を削る。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第2条関係）

市費負担教員給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	181,500	198,000
2	183,000	200,200
3	184,600	202,300
4	186,200	204,600
5	187,800	206,700

6	1 8 9, 7 0 0	2 0 8, 9 0 0
7	1 9 1, 6 0 0	2 1 1, 0 0 0
8	1 9 3, 5 0 0	2 1 3, 2 0 0
9	1 9 5, 3 0 0	2 1 5, 4 0 0
10	1 9 7, 4 0 0	2 1 7, 9 0 0
11	1 9 9, 5 0 0	2 2 0, 3 0 0
12	2 0 1, 5 0 0	2 2 2, 5 0 0
13	2 0 3, 6 0 0	2 2 5, 0 0 0
14	2 0 5, 7 0 0	2 2 6, 7 0 0
15	2 0 7, 9 0 0	2 2 8, 2 0 0
16	2 1 0, 0 0 0	2 2 9, 8 0 0
17	2 1 2, 3 0 0	2 3 1, 5 0 0
18	2 1 4, 4 0 0	2 3 2, 9 0 0
19	2 1 6, 7 0 0	2 3 4, 1 0 0
20	2 1 8, 6 0 0	2 3 5, 4 0 0
21	2 2 0, 9 0 0	2 3 7, 2 0 0
22	2 2 2, 5 0 0	2 3 8, 9 0 0
23	2 2 4, 1 0 0	2 4 0, 6 0 0
24	2 2 5, 6 0 0	2 4 2, 3 0 0
25	2 2 7, 1 0 0	2 4 3, 8 0 0
26	2 2 8, 2 0 0	2 4 5, 9 0 0
27	2 2 9, 4 0 0	2 4 7, 8 0 0
28	2 3 0, 6 0 0	2 4 9, 8 0 0
29	2 3 2, 1 0 0	2 5 1, 5 0 0
30	2 3 3, 7 0 0	2 5 4, 0 0 0
31	2 3 5, 2 0 0	2 5 6, 4 0 0
32	2 3 6, 7 0 0	2 5 8, 9 0 0
33	2 3 8, 1 0 0	2 6 1, 3 0 0
34	2 3 9, 7 0 0	2 6 3, 8 0 0
35	2 4 1, 5 0 0	2 6 6, 1 0 0

36	2 4 2, 9 0 0	2 6 8, 4 0 0
37	2 4 4, 2 0 0	2 7 0, 6 0 0
38	2 4 5, 7 0 0	2 7 2, 9 0 0
39	2 4 7, 1 0 0	2 7 5, 4 0 0
40	2 4 8, 5 0 0	2 7 7, 5 0 0
41	2 4 9, 9 0 0	2 7 9, 9 0 0
42	2 5 1, 2 0 0	2 8 2, 2 0 0
43	2 5 2, 4 0 0	2 8 4, 5 0 0
44	2 5 3, 7 0 0	2 8 6, 6 0 0
45	2 5 5, 1 0 0	2 8 8, 8 0 0
46	2 5 6, 4 0 0	2 9 1, 0 0 0
47	2 5 7, 6 0 0	2 9 3, 2 0 0
48	2 5 8, 8 0 0	2 9 5, 1 0 0
49	2 5 9, 9 0 0	2 9 7, 3 0 0
50	2 6 1, 2 0 0	2 9 9, 0 0 0
51	2 6 2, 6 0 0	3 0 0, 9 0 0
52	2 6 3, 6 0 0	3 0 2, 6 0 0
53	2 6 4, 7 0 0	3 0 3, 9 0 0
54	2 6 6, 1 0 0	3 0 6, 0 0 0
55	2 6 7, 2 0 0	3 0 7, 9 0 0
56	2 6 8, 2 0 0	3 1 0, 0 0 0
57	2 6 9, 2 0 0	3 1 2, 0 0 0
58	2 7 0, 2 0 0	3 1 4, 2 0 0
59	2 7 1, 3 0 0	3 1 6, 4 0 0
60	2 7 2, 3 0 0	3 1 8, 7 0 0
61	2 7 3, 2 0 0	3 2 0, 8 0 0
62	2 7 3, 9 0 0	3 2 3, 2 0 0
63	2 7 4, 6 0 0	3 2 5, 4 0 0
64	2 7 5, 3 0 0	3 2 7, 6 0 0
65	2 7 6, 0 0 0	3 2 9, 7 0 0

66	2 7 7, 2 0 0	3 3 1, 3 0 0
67	2 7 8, 3 0 0	3 3 2, 8 0 0
68	2 7 9, 4 0 0	3 3 4, 3 0 0
69	2 8 0, 8 0 0	3 3 6, 1 0 0
70	2 8 2, 2 0 0	3 3 8, 1 0 0
71	2 8 3, 4 0 0	3 4 0, 2 0 0
72	2 8 4, 7 0 0	3 4 2, 1 0 0
73	2 8 5, 5 0 0	3 4 4, 0 0 0
74	2 8 6, 4 0 0	
75	2 8 7, 4 0 0	
76	2 8 8, 5 0 0	
77	2 8 9, 4 0 0	
78	2 9 0, 4 0 0	
79	2 9 1, 5 0 0	
80	2 9 2, 4 0 0	
81	2 9 3, 2 0 0	
82	2 9 4, 0 0 0	
83	2 9 4, 8 0 0	
84	2 9 5, 6 0 0	
85	2 9 6, 6 0 0	
86	2 9 7, 4 0 0	
87	2 9 8, 1 0 0	
88	2 9 8, 9 0 0	
89	2 9 9, 8 0 0	
90	3 0 0, 7 0 0	
91	3 0 1, 7 0 0	
92	3 0 2, 4 0 0	
93	3 0 2, 7 0 0	
94	3 0 3, 4 0 0	
95	3 0 4, 1 0 0	

96	3 0 4, 8 0 0	
97	3 0 5, 6 0 0	
98	3 0 6, 4 0 0	
99	3 0 7, 2 0 0	
100	3 0 7, 9 0 0	
101	3 0 8, 6 0 0	
102	3 0 9, 0 0 0	
103	3 0 9, 5 0 0	
104	3 0 9, 9 0 0	
105	3 1 0, 1 0 0	
106	3 1 0, 4 0 0	
107	3 1 0, 7 0 0	
108	3 1 0, 9 0 0	
109	3 1 1, 1 0 0	
110	3 1 1, 3 0 0	
111	3 1 1, 6 0 0	
112	3 1 1, 9 0 0	
113	3 1 2, 1 0 0	
114	3 1 2, 3 0 0	
115	3 1 2, 5 0 0	
116	3 1 2, 8 0 0	
117	3 1 3, 1 0 0	
118	3 1 3, 3 0 0	
119	3 1 3, 7 0 0	
120	3 1 4, 0 0 0	
121	3 1 4, 2 0 0	
122	3 1 4, 4 0 0	
123	3 1 4, 6 0 0	
124	3 1 4, 9 0 0	
125	3 1 5, 2 0 0	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000	351,400						
	115		302,300	351,700						
	116		302,700	352,000						
	117		302,900	352,500						
	118		303,100	352,900						
	119		303,400	353,200						
	120		303,700	353,500						
	121		304,100	354,000						
	122		304,300	354,400						
	123		304,600	354,700						
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400

別表第3 防疫等作業手当の項中「業務」を「作業（次に掲げる作業を除く。）
」に改め、同項に次のように加える。

特定新型インフルエンザ等（新型インフ ルエンザ等対策特別措置法（平成24年 法律第31号）第2条第1号に規定する 新型インフルエンザ等であって、市長が 定めるものをいう。）から住民の生命及	日額1,500円（緊 急に行われた措置 に係る作業であっ て、心身に著しい 負担を与えると市
--	--

	び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した職員	長が認めるものに従事した職員にあつては、4,000円)を超えない範囲内において、市長が定める額
--	--	---

第2条 安城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第1条の2を削る改正規定、別表第3防疫等作業手当の項の改正規定及び同項に次のように加える改正規定 令和6年1月1日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の安城市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則別表及び別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第21条第2項並びに第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安城市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(防疫等作業手当に関する経過措置)

第3条 改正後の給与条例別表第3防疫等作業手当の項の規定は、令和6年1月1日以後に従事した作業に係る防疫等作業手当について適用し、同日前に従事した作業に係る防疫等作業手当については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ市費負担教員以外の職員の給与を、愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ市費負担教員の給与を改定し、及び人事院規則の改正等を踏まえ防疫等作業手当の特例を改める上で、必要があるため。

第67号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している特定教育・保育施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第68号議案

安城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

安城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

安城市子ども・子育て会議条例（平成25年安城市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第72条第1項」の次に「及び第3項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を加える。

第3条第1号中「事務」の次に「（次号に掲げる事務を除く。）」を加え、同条第2号中「前号」を「前3号」に、「子ども・子育て支援」を「子ども・子育て支援等」に、「子ども・子育て支援」を「子ども・子育て支援及びこども施策」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び法第61条第1項の規定による計画をいう。）の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。

(3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

第4条第2項第1号及び第2号中「子ども・子育て支援」を「子ども・子育て支援等」に改める。

第6条第4項中「又は」を「、又は会長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、こども基本法の施行を踏まえ、安城市子ども・子育て会議の所掌事務の拡大等をする上で、必要があるため。

第69号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に規定する場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合には、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一提案理由一

この案を提出したのは、地方税法の改正に伴い、必要があるため。

第74号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

- 1 契約の目的 旧北部学校給食共同調理場解体工事
- 2 工事の場所 安城市池浦町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 本館棟及び附属建築物並びに付帯設備撤去
 - ア 本館棟構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建
 - イ 本館棟面積 2,089.76平方メートル
 - (2) 外構及び地下油槽撤去
 - (3) 敷地整地
- 4 契約金額 金295,790,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町池西108番地
株式会社クサカ
代表取締役 日下成人
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第75号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

1 公の施設

安城市高齢者生きがいセンターの設置及び管理に関する条例（平成元年安城市条例第25号）に規定する安城市高齢者生きがいセンター

2 指定をする団体

公益社団法人安城市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第76号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

1 公の施設

安祥閣の設置及び管理に関する条例（昭和54年安城市条例第19号）に規定する安祥閣

2 指定をする団体

テルウェル西日本株式会社東海支店

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第77号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

1 公の施設

- (1) 安城市都市公園条例（昭和52年安城市条例第38号）に規定する安祥城址公園
- (2) 安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成2年安城市条例第36号）に規定する安城市歴史博物館
- (3) 安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成15年安城市条例第24号）に規定する安城市民ギャラリー
- (4) 安城市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成15年安城市条例第25号）に規定する安城市埋蔵文化財センター

2 指定をする団体

安祥文化のさと地域運営共同体

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第78号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

1 公の施設

丈山苑の設置及び管理に関する条例（平成8年安城市条例第10号）に規定する丈山苑

2 指定をする団体

エリアワン株式会社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第79号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

1 公の施設

- (1) 安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例（平成8年安城市条例第25号）に規定する安城産業文化公園
- (2) 道の駅デンパーク安城の設置及び管理に関する条例（平成12年安城市条例第57号）に規定する道の駅デンパーク安城

2 指定をする団体

公益財団法人安城都市農業振興協会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

第80号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

記

1 公の施設

安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第10号）に規定する安城市有料駐車場

2 指定をする団体

蔦井株式会社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日提出

安城市長 三星元人

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金16,750円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和5年6月19日 午後7時頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市新田町地内 |
| (3) 経過 | 上記地内の市道において、対向車両が通行できるよう相手方車両が道路の左端に寄せて走行したところ、車輪が舗装の破損箇所の段差部分に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左の前輪及び後輪の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市50パーセント 相手方50パーセント |

令和5年9月27日専決

安城市長 三星元人